あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子

幼児教育・保育の無償化について

令和４年12月

八王子市子育て応援サイトにも、幼児教育・保育の無償化について掲載しています。

八王子市子ども家庭部　保育幼稚園課　八王子市元本郷町三丁目２４番１号
直通電話　０４２－６２０－７３６９（入所担当）・７２４８（給付担当）

1 幼児教育・保育の無償化の概要

令和元年10月1日から

３歳から５歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用するお子さんの利用料が無償化されました。

※ ０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから子育て世帯を応援し、社会保障を全世帯型へ抜本的に変えるため取り組まれるものです。無償化の対象範囲や上限額は年齢や「保育の必要性の認定」の有無によって異なります。

対象施設・事業の概要

- 幼稚園、認可保育所、認定こども園等
- 幼稚園、認定こども園（教育部分）の預かり保育
  ※ 保育の必要性があるお子さんを対象として無償化
- 認可外保育施設、認証保育所、一時預かり事業、居宅訪問型保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等

対象者の概要

- ３歳から５歳児のクラスの全てのお子さんの教育・保育の利用料を無償化
  - 満３歳になった後最初の４月から小学校入学までの３年間
  - 幼稚園、認定こども園(教育部分)は、満３歳児から無償化
- ０歳から２歳児クラスは、住民税非課税世帯のお子さんの利用料を無償化

ご注意ください！

無償化の対象とならない費用があります！

施設から実費として徴収されている費用は無償化の対象外です。

たとえば・・・

給食費、通園送迎費、教材費（園服・帽子・かばん・体操着等）、行事費（遠足代・写真代等）

副食費（おかず・おやつ等にかかる費用）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

2 給付に係る認定制度について

■無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります■

幼児教育・保育の無償化開始によって、新しい認定区分が創設されました。無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」の申請をし、認定を受ける必要があります。

子どものための「教育・保育給付認定」

認定区分（支給要件）		保育の必要性	保育必要量	対象施設
１号認定	**満３歳以上**の小学校就学前子どもであって、２号認定子ども以外のもの	なし	教育標準時間	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（教育部分）
２号認定	**満３歳以上**の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により**家庭において必要な保育を受けることが困難**であるもの	あり	保育短時間 保育標準時間	認可保育所 認定こども園（保育部分）
３号認定	**満３歳未満**の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により**家庭において必要な保育をうけることが困難**であるもの			認可保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育事業等

子育てのための「施設等利用給付認定」 ➡ 無償化の申請が必要！

認定区分（支給要件）		保育の必要性	対象施設
新１号認定	**満３歳以上**の小学校就学前子どもであって、新２号認定子ども・新３号認定子ども以外のもの	なし	幼稚園（新制度未移行園）等
新２号認定 （3-5歳児クラス）	**満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過した**小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	あり	幼稚園等の預かり保育 ・満３歳入園児は新３号 ・年少児からは新２号 認可外保育施設、 預かり保育事業、 一時預かり事業、 ファミリー・サポート・ センター事業等 ・２歳児クラスまでは新３号 ・３歳児クラスからは新２号
新３号認定 （0-2歳児クラス）	**満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある**小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、**保護者及び同一世帯員が住民税世帯非課税者であるもの**		

■施設等利用給付認定について■

利用する施設・お子さんの年齢(クラス年齢)・世帯の状況等によって、申請が異なります。
下記のフローチャートでご確認ください。

新制度幼稚園・認定こども園に通っている１号認定をうけているご家庭

★保育料は保護者の所得状況に応じて決定します。

セント・ベル幼稚園、たてまち幼稚園、本町幼稚園、犬目幼稚園、八王子幼稚園、元八王子幼稚園、横川幼稚園、みころも幼稚園、Gakken こどもえん八王子北館、せいがの森こども園、共励こども園、共励第二こども園、由井さゆり学園、みなみ野さゆり学園、さゆりの丘学園、幼保連携型認定こども園せいび、幼保連携型認定こども園まごころ保育園

〔令和５年４月から対象予定〕聖公会八王子幼稚園、長沼幼稚園、高尾幼稚園、光明第三保育園、光明第四保育園、光明第七保育園、光明第八保育園

※上記には、八王子市内の施設を記載しています。

- 預かり保育を利用しますか？
  - ×利用しません → **申請の手続きは不要です。** ※ 保育料が0円になり、無償化の対象となります。
  - ○利用します → 保育を必要とする事由がありますか。
    - ×ありません → **申請の手続きは不要です。** ※ 保育料部分は、申請不要で無償化の対象となります。 ※ 預かり保育部分は、無償化の対象外です。
    - ○あります → クラス年齢が0-２歳ですか。
      - ×いいえ → **新2号認定（5ページの認定申請に必要な書類②を提出して下さい）** ※ 保育料部分＋預かり保育部分が無償化の対象となります。（現在の1号認定に加えて、新設の認定が必要になります。）
      - ○はい → 住民税非課税世帯ですか。
        - ×いいえ → **申請の手続きは不要です。** ※ 保育料部分は、申請不要で無償化の対象となります。 ※ 預かり保育部分は、無償化の対象外となります。
        - ○はい → **新3号認定（5ページの認定申請に必要な書類③を提出して下さい）** ※ 保育料部分＋預かり保育部分が無償化の対象となります。（現在の1号認定に加えて、新設の認定が必要になります。）

未移行幼稚園（従来制度）

★保育料は、園ごとに定められています。

上記以外の幼稚園

- 預かり保育を利用しますか？
  - ×利用しません → 満3歳以上ですか。
    - ○はい → **新1号認定（5ページの認定申請に必要な書類①を提出して下さい）** ※ 保育料部分が無償化の対象となります。
    - ×いいえ → **今回の申請は、必要ありません。** ※ 無償化の対象外です。
  - ○利用します → 保育を必要とする事由がありますか。
    - ×ありません → 満3歳以上ですか。
    - ○あります → クラス年齢が0-２歳ですか。
      - ○はい → 住民税非課税世帯ですか。
        - ×いいえ → 満3歳以上ですか。
        - ○はい → **新3号認定（5ページの認定申請に必要な書類③を提出して下さい）** ※ 預かり保育部分が無償化の対象となります。 ※ 満3歳に達した場合は、保育料部分は無償化の 対象となります。
      - ×いいえ → **新2号認定（5ページの認定申請に必要な書類②を提出して下さい）** ※ 保育料部分＋預かり保育部分が無償化の対象となります。

認可外保育施設・認証保育所・一時預かり事業・居宅訪問型保育事業・ファミリー・サポートセンター事業等を利用するご家庭

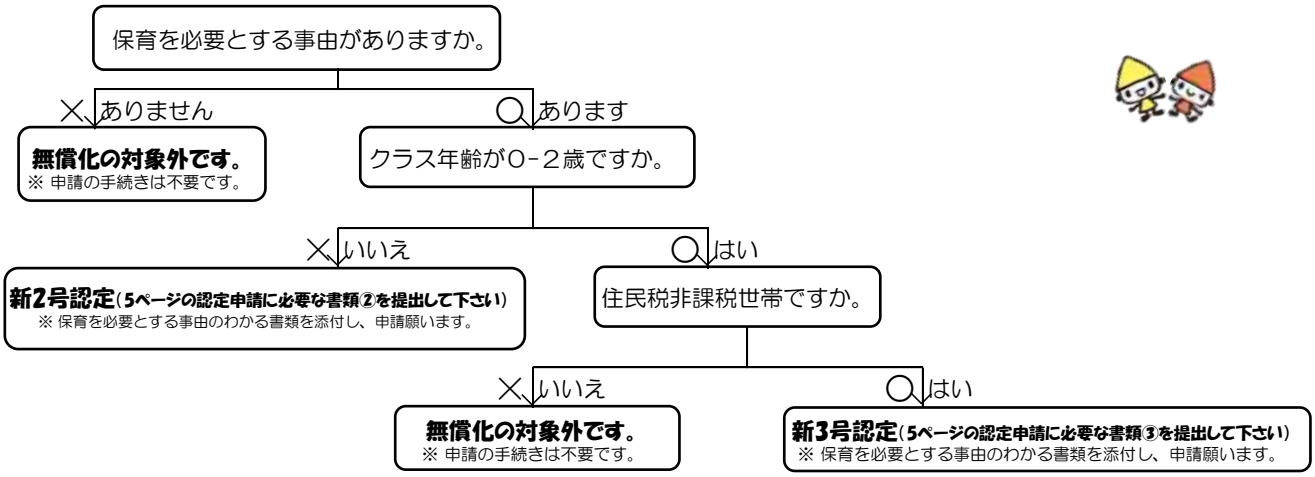

ご注意ください！

- 現在、認可保育所等、市が利用調整を行い決定している施設に通っているご家庭は、無償化の**申請は不要**です。
- **企業主導型保育所の地域枠**をご利用されているご家庭は、現行制度の認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。（**無償化の申請とは異なります。）**

保育の必要性について(新２号･新３号の認定を受けたい場合)

施設等利用給付認定の新２号認定、新３号認定を受けたい場合の**保育を必要とする事由・基準**は以下のとおりです。

保育を必要とする事由	基　　準
就労・内定	●実働月４８時間以上の就労が常態であること ●内職の場合は、併せて平均月収１万円以上であること ⚠ 内定の場合は、期限付き(３か月)の認定になります。
求職	●求職活動を継続的に行っていること。 ⚠ 期限付き(３か月)の認定になります。
出産	●出産のため、保育が困難であること。 ⚠ 認定期間は、出産予定月の前後２か月(最大計５か月間)
疾病	●疾病により、保育が困難であること。 ⚠ 認定期間は、治癒した月または治療等の必要がなくなった月の末日
障害	●障害により、保育が困難であること。
介護・看護	●月４８時間以上の介護・看護が常態であること。 ⚠ 介護・看護の事由が消滅（治癒・施設入所等）した月の末日
就学	●月４８時間以上の就学が常態であること。
災害	●災害（火災・風水害・地震等）復旧により、保育が困難であること。
不存在	●父母ともに死亡等により、保育が困難であること。

認定申請に必要な書類

施設ごとのフロー図で確認した「認定」により、下記の書類をご提出ください。

	認定区分（支給要件）	主な提出書類
①	新１号認定	・「施設等利用給付認定申請書 等」
②	新２号認定 （3-5歳児クラス）	・「施設等利用給付認定申請書 等」 ・保育を必要とする事由のわかる書類 ⚠ 要件によって、必要な書類が違います。
③	新３号認定 （0-2歳児クラス）	・「施設等利用給付認定申請書 等」 ・保育を必要とする事由のわかる書類 ⚠ 要件によって、必要な書類が違います。 ・市民税非課税証明書 4～8 月在籍　前年度分（令和３年１月１日に八王子市に住民登録がなかった方） 9～3 月在籍　当年度分（令和４年１月１日に八王子市に住民登録がなかった方）

新２号・新３号認定希望者が提出する保育を必要とする事由のわかる書類については、要件によって異なります。下表を確認し申請書に添付してください。

添付する書類は、ご両親(父・母)両方の書類が必要になります。

No.	要件	該当する場合に必要な書類等
1	就労・内定	●在職・内定証明書又は就労証明書（市様式で３か月以内に発行されたもの） ●スケジュール表及び直近３か月の収入が確認できる書類（居宅内労働の場合のみ）
2	求職	●求職活動を常態としていることがわかる書類　　※ハローワークの登録証や紹介状の写し等
3	出産	●母子手帳の写し（保護者の氏名と分娩予定日がわかるページ）
4	疾病	●診断書（３か月以内に発行された原本で通院日数と保育が困難な状況が具体的に記入されたもの）又は難病医療費等助成の医療券等の写し
5	障害	提出書類はありません。 ※マイナンバーを活用し、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の情報を市で確認させていただきます。
6	介護・看護	●介護保険被保険者証の写し又は通院日数が記入された診断書の原本 ●スケジュール表
7	就学	●在学証明書の原本又は学生証の写し ●カリキュラムの写し又はスケジュール表
8	災害	●被災証明書等
9	不存在	●離婚・未婚・死亡の場合提出書類はありません。 ●調停呼出状等の離婚調停等をしていることがわかる書類（調停別居中の場合のみ） ※住民票を動かしていない場合は「別居の申立書」も必要となります。 ●拘禁証明等の拘禁されていることがわかる書類（拘禁中の場合のみ） ●捜索願受理証明書等の行方不明であることがわかる書類（遺棄の場合のみ）

申請から認定までのながれ

原則、在籍園・利用している施設を経由して、提出（申請）します。

認定申請

● 申請は、原則在籍園（利用施設）を経由して、市へ提出（申請）します。（下表参照）

● 在籍園（利用施設）の締切日までに、申請書を提出します。

(参考)申請書の施設から市への提出〆切 （必着）： 給付希望開始日の属する月の前月１５日まで

※ １５日が土・日曜日または祝日の場合は、直前の本庁開庁日となります。

利用施設	提出先	提出期限
幼稚園 ・ 認定こども園	在籍する施設 （入園予定を含む）	在籍する施設（入園予定を含む）から指定された期限まで
認可外保育施設 ・ 認証保育所等	市役所本庁舎 ４階 保育幼稚園課 八王子駅南口総合事務所	給付希望開始日の属する月の前月１５日まで
一時保育・ファミリーサポートセンター事業		

書類確認・認定

● 市で認定事務を行います。

通知送付

●保護者へ認定通知書が配付されます。

3 利用する施設ごとの無償化の内容

認可保育所

対象者

・保育の必要性を認定された３～５歳児クラスのお子さん（２号認定）
・保育の必要性を認定された０～２歳児クラスで住民税非課税世帯のお子さん（３号認定）

無償化の内容

保育料の無償化

認定手続き

保育の利用申し込みとともに、教育・保育給付認定申請書を八王子市に提出

給付手続き

手続の必要なく保育料の負担が無償となります。

ここがポイント！

・多子世帯への保育料の負担軽減が拡充されました。≪詳細は 19 ページ≫
・3～5 歳児の給食費（副食費）は、利用施設に直接お支払いいただきます。市内施設に在園する場合、主食費は無償化前と同様に市が負担します。
・年収 360 万円未満相当世帯のお子さんと全所得階層の第 3 子以降のお子さんについては副食費の免除制度があります。≪詳細は 19 ページ≫
・延長保育料や実費として徴収される費用（教材費、行事費など）は無償化の対象とはなりません。
・認可外保育施設等の併用は無償化の対象とはなりません。
・障害児の発達支援サービスの併用は無償化の対象となります。

地域型保育

“地域型保育” とは？
＊小規模保育
＊事業所内保育
＊家庭的保育
を指します。

対象者

保育の必要性を認定された０～２歳児クラスで住民税非課税世帯のお子さん（３号認定）

無償化の内容

保育料の無償化

認定手続き

保育の利用申し込みとともに、教育・保育給付認定申請書を八王子市に提出

給付手続き

手続の必要なく保育料の負担が無償となります。

ここがポイント！

- 多子世帯への保育料の負担軽減が拡充されました。≪詳細は 19 ページ≫
- 給食費は保育料に含まれるため、利用施設での徴収はありません。
- 延長保育料や実費として徴収される費用（教材費、行事費など）は無償化の対象とはなりません。
- 認可外保育施設等の併用は無償化の対象とはなりません。
- 障害児の発達支援サービスの併用は無償化の対象となります。

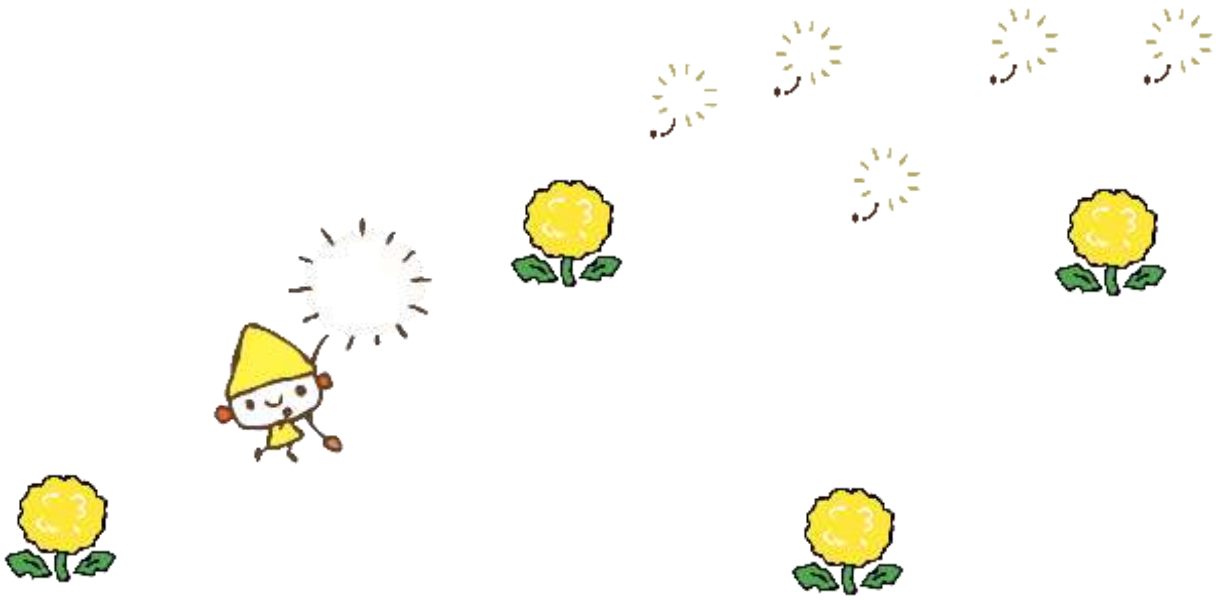

認定こども園（教育部分）

対象者

・教育認定を受けた満３歳～5 歳児クラスのお子さん（1 号認定）
・保育の必要性を認定された 3～５歳児クラスのお子さん（新２号認定）
・保育の必要性を認定された満３歳児クラスで住民税非課税世帯のお子さん（新３号認定）
※　新２号・新３号認定については預かり保育の無償化給付を受ける場合

無償化の内容

・保育料の無償化
・月額 11,300 円（満３歳児クラスは月額 16,300 円）までの預かり保育料が無償
※　利用日数に応じて上限額が変わります。（450 円×利用日数）≪詳細は 20 ページ≫

認定手続き

入園の申込とともに、教育・保育給付認定申請書を利用する施設に提出
※　預かり保育の無償化給付を受ける場合は、施設等利用給付認定申請書及び保育の必要性を確認する書類の提出が必要です。

給付手続き

手続の必要なく保育料の負担が無償となります。

ここがポイント！

・特定負担額及び主食費を対象とした保護者負担軽減制度があります。（世帯所得により月額 3,500～6,200 円）在園施設から配布される書類を記入し、園に提出してください。
・年収 360 万円未満相当世帯のお子さんと全所得階層の第３子以降のお子さんについては副食費の免除制度があります。≪詳細は 19 ページ≫
小学校３年生までの最年長のお子さんを第１子と数えます。
・在園する施設が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合に限り認可外保育施設等の併用も無償化の対象となります。（預かり保育と合わせ月額 11,300 円または 16,300 円を上限）
・障害児の発達支援サービスの併用は無償化の対象となります。

認定こども園（保育部分）

対象者

・保育の必要性を認定された３～５歳児クラスのお子さん（２号認定）

・保育の必要性を認定された０～２歳児クラスで住民税非課税世帯のお子さん（３号認定）

無償化の内容

保育料の無償化

認定手続き

保育の利用申し込みとともに、教育・保育給付認定申請書を八王子市に提出

給付手続き

手続きの必要なく保育料の負担が無償となります。

ここがポイント！

・多子世帯への保育料の負担軽減が拡充されました。≪詳細は 19 ページ≫

・3～5 歳児の給食費（副食費）は、利用施設に直接お支払いいただきます。市内施設に在園する場合、主食費は無償化前と同様に市が負担します。

・年収 360 万円未満相当世帯のお子さんと全所得階層の第３子以降のお子さんについては副食費の免除制度があります。≪詳細は 19 ページ≫

・延長保育料や実費として徴収される費用（教材費、行事費など）は無償化の対象とはなりません。

・認可外保育施設等の併用は無償化の対象とはなりません。

・障害児の発達支援サービスの併用は無償化の対象となります。

幼稚園（新制度移行園）

＜市内の新制度移行園＞
本町幼稚園、たてまち幼稚園
セント・ベル幼稚園、
犬目幼稚園、八王子幼稚園　　の５園

※令和５年４月から、聖公会八王子幼稚園
　が加わる予定

対象者

- 教育認定を受けた満３歳～5 歳児クラスのお子さん（1 号認定）
- 保育の必要性を認定された 3～５歳児クラスのお子さん（新２号認定）
- 保育の必要性を認定された満３歳児クラスで住民税非課税世帯のお子さん（新３号認定）

　※　新２号・新３号認定については預かり保育の無償化給付を受ける場合

無償化の内容

- 保育料の無償化
- 月額 11,300 円（満３歳児クラスは月額 16,300 円）までの預かり保育料が無償

　※　利用日数に応じて上限額が変わります。（450 円×利用日数）≪詳細は 20 ページ≫

認定手続き

入園の申込とともに、教育・保育給付認定申請書を利用する施設に提出

※　預かり保育の無償化給付を受ける場合は、施設等利用給付認定申請書及び保育の必要性を確認する書類の提出が必要です。

給付手続き

手続の必要なく保育料の負担が無償となります。

ここがポイント！

- 特定負担額及び主食費を対象とした保護者負担軽減制度があります。（世帯所得により月額 3,500～6,200 円）在園施設から配布される書類を記入し、園に提出してください。
- 年収 360 万円未満相当世帯のお子さんと全所得階層の第３子以降のお子さんについては副食費の免除制度があります。≪詳細は 19 ページ≫

　※　小学校３年生までの最年長のお子さんを第１子と数えます。

- 在園する施設が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合に限り認可外保育施設等の併用も無償化の対象となります。（預かり保育と合わせ月額 11,300 円または 16,300 円を上限）
- 障害児の発達支援サービスの併用は無償化の対象となります。

幼稚園（新制度未移行園）

対象者

・認定を受けた満３歳～5 歳児クラスのお子さん（新１号認定）
・保育の必要性を認定された 3～５歳児クラスのお子さん（新２号認定）
・保育の必要性を認定された満３歳児クラスで住民税非課税世帯のお子さん（新３号認定）
　※　新２号・新３号認定については預かり保育の無償化給付を受ける場合

無償化の内容

・保育料のうち月額 25,700 円を上限として無償
・月額 11,300 円（満３歳児クラスは月額 16,300 円）までの預かり保育料が無償
　※　利用日数に応じて上限額が変わります。（450 円×利用日数）≪詳細は 20 ページ≫

認定手続き

入園の申込とともに、施設等利用給付認定申請書を利用する施設に提出
※　預かり保育の無償化給付を受ける場合は、保育の必要性を確認する書類の添付が必要です。

給付手続き

手続の必要なく保育料の負担が無償となります。

ここがポイント！

・入園初年度に限り、月額上限額 25,700 円の対象経費には、月割りにした入園料も含まれます。
・25,700 円に加えて園児保護者負担軽減補助【都制度】（世帯所得により 1,800～6,200 円、対象経費：保育料・条件によってその他納付金）が給付されます。
・さらに、園児保護者負担軽減補助【市制度】（3,500 円、対象経費：保育料・入園料・その他納付金・主食費）が給付されます。
　※　在園施設から配布される書類を記入し、園に提出してください。
　※　その他納付金には実費として徴収される費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は含みません。
・年収 360 万円未満相当世帯のお子さんと全所得階層の第３子以降のお子さんについては副食費の負担軽減制度があります。（月額 4,500 円上限）≪詳細は 19 ページ≫
　※　小学校３年生までの最年長のお子さんを第１子と数えます。
・在園する施設が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合に限り認可外保育施設等の併用も無償化の対象となります。（預かり保育と合わせ月額 11,300 円または 16,300 円を上限）
・障害児の発達支援サービスの併用は無償化の対象となります。

幼稚園類似幼児施設

＜市内の幼稚園類似幼児園＞
いなりもり保育園
八王子こどもの家
バディスポーツ幼児園八王子東校
みどり幼児園

対象者

幼稚園類似幼児施設に在園する満３歳～5 歳児クラスのお子さん

無償化の内容

保育料のうち月額 31,000 円を上限として無償【市制度】

※ いなりもり保育園、八王子こどもの家、バディスポーツ幼児園八王子東校の３施設については、認可外保育施設の届出がされているので、保育の必要性を認定された場合（新２号、新３号認定）は保育料のうち次の金額を上限として無償となります。

学年	認定区分	施設等利用費
満３歳児クラス	新３号認定（保育の必要性があり・住民税非課税世帯）	月額 42,000 円上限
3～5 歳児クラス	新２号認定（保育の必要性があり）	月額 37,000 円上限

認定手続き

・保育を必要としない場合　→　手続き不要
・保育を必要とする場合　　→　施設等利用給付認定申請書を八王子市に提出

給付手続き

在園施設から配布される書類を記入し、園に提出してください。

ここがポイント！

・保育の必要性のない満３歳を迎えるまでのお子さんについては、園児保護者負担軽減補助【市制度】（月額 3,500 円）の対象になります。
・給食費など実費で徴収される費用は保護者負担となります。

認証保育所

対象者

・保育の必要性を認定された３～５歳児クラスのお子さん（新２号認定）
・保育の必要性を認定された０～２歳児クラスで住民税非課税世帯のお子さん（新３号認定）

無償化の内容

・3～5 歳児クラスの保育料のうち月額 37,000 円を上限として無償
・0～2 歳児クラスの保育料のうち月額 42,000 円を上限として無償

認定手続き

施設等利用給付認定申請書を八王子市に提出

給付手続き

在園施設から配布される書類を記入し、園に提出してください。

ここがポイント！

・上記の無償化に加えて、保護者負担軽減・多子軽減制度【市制度】が給付されます。

区　分			市制度※		市制度合計
			保護者負担軽減	多子軽減	
0～2 歳児	住民税課税世帯	第１子	40,000 円	－	40,000 円
		第２子	40,000 円	14,000 円	54,000 円
		第３子	40,000 円	27,000 円	67,000 円
	住民税非課税世帯	第１子	25,000 円	－	25,000 円
		第２子	12,000 円	13,000 円	25,000 円
		第３子	－	25,000 円	25,000 円
3～5 歳児		第１子	20,000 円	－	20,000 円
		第２子	10,000 円	10,000 円	20,000 円
		第３子	－	20,000 円	20,000 円

※　市制度に限り保育の必要性がない場合にも対象となります。

・3～5 歳児クラスの給食費など実費で徴収される費用は保護者負担となります。
・その他の認可外保育施設等を併用する場合、認証保育所の利用と合わせて上記の月額 37,000 円（0～2 歳児は月額 42,000 円）の範囲内までは無償化の対象となります。
・障害児の発達支援サービスの併用は無償化の対象となります。

企業主導型保育所

対象者

・保育の必要性を認定された３～５歳児クラスのお子さん（２号認定）
・保育の必要性を認定された０～２歳児クラスで住民税非課税世帯のお子さん（３号認定）
　※　認定が必要となるのは地域枠を利用している場合

無償化の内容

・国が定める利用者負担相当額が無償化

４歳以上児	３歳児	１、２歳児	０歳児
23,100 円	26,600 円	37,000 円	37,100 円

認定手続き

・従業員枠を利用している児童　→　手続き不要
・地域枠を利用している児童　　→　教育・保育給付認定申請書、支給認定証交付申請書を八王子市に提出

給付手続き

手続の必要なく保育料の負担が無償となります。
※　各施設の保育料から副食費及び利用者負担相当額を差し引いた金額（負の金額となる場合は０円）が保育料として設定されます。

ここがポイント！

・上記の無償化に加えて、認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設に在園する場合は、施設利用支援給付費【市制度】（※月額上限 20,000 円）が給付されます。
　※　(公財)児童育成協会からの助成額を差引後の保育料と 20,000 円を比較し、いずれか低い額
・3～5 歳児クラスの給食費など実費で徴収される費用は保護者負担となります。
・障害児の発達支援サービスの併用は無償化の対象となります。
・認可外保育施設等の併用は無償化の対象とはなりません。

その他の認可外保育施設

対象者

- 保育の必要性を認定された３～５歳児クラスのお子さん（新２号認定）
- 保育の必要性を認定された０～２歳児クラスで住民税非課税世帯のお子さん（新３号認定）

※　認可保育所、認定こども園、幼稚園（預かり保育が十分な水準ではない場合を除く）、企業主導型保育所に在園していないお子さん

※　在園する施設が、無償化の対象となる確認を受けている必要があります。

無償化の内容

- 3～5 歳児クラスの保育料のうち月額 37,000 円を上限として無償
- 0～2 歳児クラスの保育料のうち月額 42,000 円を上限として無償

認定手続き

施設等利用給付認定申請書を八王子市に提出

給付手続き

- 市制度の対象となる場合は、在園施設から配布される書類を記入し、園に提出してください。
- 一時的利用の場合は、利用施設から発行される領収証と提供証明書を添付した施設等利用費申請書を八王子市に提出

ここがポイント！

- 上記の無償化に加えて、認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設に在園し、月極め契約している場合は、施設利用支援給付費【市制度】が給付されます。

区　分		施設利用支援給付費【市制度】
0～2 歳児	住民税課税世帯	20,000 円
	住民税非課税世帯	20,000 円
3～5 歳児		20,000 円

※　市制度に限り保育の必要性がない場合にも対象となります。

- 給食費など実費で徴収される費用は保護者負担となります。
- その他の認可外保育施設等を併用する場合、上記の月額 37,000 円（0～2 歳児クラスは月額 42,000 円）の範囲内までは無償化の対象となります。
- 障害児の発達支援サービスの併用は無償化の対象となります。

ベビーシッター／一時預かり／病児・病後児保育／ファミリー・サポート・センター

対象者

・保育の必要性を認定された３～５歳児クラスのお子さん（新２号認定）
・保育の必要性を認定された０～２歳児クラスで住民税非課税世帯のお子さん（新３号認定）
※　認可保育所、認定こども園、幼稚園（預かり保育が十分な水準ではない場合を除く）、企業主導型保育所に在園していないお子さん

無償化の内容

・3～5 歳児クラスの保育料のうち月額 37,000 円を上限として無償
・0～2 歳児クラスの保育料のうち月額 42,000 円を上限として無償

認定手続き

施設等利用給付認定申請書を八王子市に提出

給付手続き

利用施設から発行される領収証と提供証明書（ファミリー・サポート・センターの場合は活動報告書）を添付した施設等利用費申請書を八王子市に提出

ここがポイント！

・給食費など実費で徴収される費用は保護者負担となります。
・その他の認可外保育施設等を併用する場合、上記の月額 37,000 円（0～2 歳児は月額 42,000 円）の範囲内までは無償化の対象となります。
・ファミリー・サポート・センターについて、「預かり」と併せて利用される「送迎」は無償化の対象となりますが、「送迎」のみの利用は無償化の対象とはなりません。
・障害児の発達支援サービスの併用は無償化の対象となります。

障害児発達支援

対象者

満３歳になって初めての４月１日から３年間

【例】

時　期	対象者
令和４年４月１日～ 令和５年３月31日	誕生日が平成２８年４月２日～平成３１年４月１日までの障害のあるお子さん
令和５年４月１日～ 令和６年３月31日	誕生日が平成２９年４月２日～令和２年４月１日までの障害のあるお子さん

無償化の内容

利用者負担を無償化

無料となるサービス

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- 保育所等訪問支援

認定手続き

- 無償化のための新たな手続きは必要ありません。
- 新たにサービスを利用される方は、利用申請書を八王子市（障害者福祉課）に提出

給付手続き

手続きの必要なく利用者負担が無償となります。

ここがポイント！

- ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。
- 食費、日用品費、医療費などの利用料以外の費用については、これまでどおり保護者負担となります。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスを併用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

複数施設に共通する内容

保育料の多子軽減について

・令和元年 10 月から多子世帯への保育料の負担軽減が拡充されました。

＜対象となる施設＞

認可保育所、地域型保育、認定こども園（保育部分）

令和元年９月以前　　小学校就学前の最年長のお子さんから第１子と数える。

令和元年 10 月以降　　年齢制限を撤廃し、最年長のお子さんから第１子と数える。

【例】世帯の住民税所得割課税額 20 万円で保育標準時間のケース

兄弟姉妹年齢	変更前	
	数え方	保育料
小学校２年生	―	
保育園２歳児	第１子	33,000 円（全額）
保育園０歳児	第２子	16,500 円（半額）

変更後	
数え方	保育料
第１子	
第２子	16,500 円（半額）
第３子	０円（無償）

・上記制度の対象とならない認可外保育施設（認証保育所含む）についても、認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設に在園する場合は、多子軽減制度を活用し、市独自の保護者負担軽減を図ります。≪詳細は各施設ごとのページをご覧ください≫

副食費の免除制度について

・年収 360 万円未満相当世帯のお子さんと全所得階層の第３子以降のお子さんについては副食費の免除制度があります。

＜対象となる施設＞

認可保育所、認定こども園、幼稚園

・多子の数え方については、保育料の多子軽減と異なり以下の方法になります。

区　分	１号・新１号	２・３号
年収 360 万円未満相当	年齢に関わらず被監護者の数による	
年収 360 万円相当以上	３歳～小学校３年生までの子	年齢に関わらず被監護者の数による

※　副食費の免除対象者には市から通知します。

※　在園する施設によっては、一時的に給食費をお支払いいただき、後日施設から返金する場合があります。

幼稚園・認定こども園の預かり保育について

＜対象となる施設＞

幼稚園、認定こども園（教育部分）

保育の必要性を認定されたお子さんについては、月額 11,300 円（満 3 歳児クラスは月額 16,300 円）までの預かり保育料が無償になります。

※ 利用日数に応じて上限額が変わります。（450 円×利用日数）

【例】①預かり保育料　500 円／日を月 26 日利用した場合の給付額

②預かり保育料　500 円／日を月 20 日利用した場合の給付額

③預かり保育料　月極 6,000 円を月 15 日利用した場合の給付額

	利用料	利用日数	利用料計	上限額	無償化対象	実質負担額
①	500 円	26 日	13,000 円	11,300 円	11,300 円	1,700 円
②	500 円	20 日	10,000 円	9,000 円（450 円×20 日）	9,000 円	1,000 円
③	6,000 円	15 日	6,000 円	6,750 円（450 円×15 日）	6,000 円	0 円

※ 利用方法や利用料は各施設で異なります。また、保育の必要性の認定がある場合でも、施設の利用定員や空き状況により利用できない場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

無償化の実施方法について

・無償化の実施方法は、施設によって異なります。

施設の形態	無償化の実施方法
認可保育所、地域型保育、認定こども園、幼稚園（新制度移行園）	保護者から市または施設への保育料納付が無くなり、その分を市から園へ給付します。
幼稚園（新制度未移行園）、幼稚園類似幼児施設、認証保育所、認可外保育施設（一時的利用を除く。）、企業主導型保育所（一時的利用を除く。）	保育料から無償化上限額を差し引いた金額を保護者から徴収する代理受領を基本としますが、施設によっては一時的に保育料の一部または全額をお支払いただき、後日施設から返金させていただく場合があります。詳細は在園する施設にお問い合わせください。
ベビーシッター、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター	利用料を全額お支払いいただき、保護者から八王子市への申請（請求）に基づいて、保護者へ給付します。（償還払）

※ 上記の内容は、八王子市民が市内施設を利用する場合です。八王子市外にお住まいの場合は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

4 よくあるご質問

【申請書について】

Q. 無償化の対象年齢は、いつ時点の年齢でしょうか？

A. ４月１日時点の満年齢です。

０歳児、１歳児、２歳児、３歳児（年少）、４歳児（年中）、５歳児（年長）のクラス年齢で区分が変わります。ただし、満３歳児クラスの学級がある幼稚園や認定こども園においては、年度中に満３歳を迎えた前日からの対象となり、クラス年齢では２歳児クラスですが、無償化の対象となります。

また、０～２歳児のお子さんで無償化の対象となるのは、保護者及び同一世帯員が住民税非課税世帯であることが要件になります。

Q.「施設等利用給付認定申請書」はどこでもらえますか？

A. 八王子市役所４階保育幼稚園課、八王子駅南口総合事務所こども担当の窓口で配布しています。また、八王子市子育て応援サイトに、「施設等利用給付認定申請書」等が掲載してありますので、ダウンロードしてご使用ください。

子育て応援サイト

Q.「施設等利用給付認定申請書」は、どうやって提出すればよいですか？

A. 原則、在籍施設（利用施設）を通じて「施設等利用給付認定申請書」の提出をします。

認証保育所、認可外保育施設、一時保育、ファミリー・サポート・センター事業等をご利用の方は、八王子市役所４階保育幼稚園課、八王子駅南口総合事務所こども担当窓口へ提出してください。

Q. 市外の幼稚園に通っています。住んでいる市、園のある市、どちらに申請すればよいですか？

A. 申請者の居住地の市区町村への申請になります。

Q. 給付希望月には八王子市に転入予定ですが、申請時は市外に在住しています。
「施設等利用給付認定申請書」はどこへ提出すればよいですか？

A. 前提として、申請者の居住地の市区町村で行うこととなっています。

しかし、申請時に市外に在住している方が、給付希望月に八王子市に転入予定の場合、「施設等利用給付認定申請書」の同意書欄「転入に関する確認事項」に記入していただき、給付希望月前月までに八王子市に転入していることがわかる書類を添付し八王子市に申請してください。

【認定について】

Q. 幼稚園（新制度未移行園）に通う場合、申請は必要ですか？

A. 保育料を無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定申請書」を提出し、認定を受ける必要があります。（新１号認定）

Q. 幼稚園（未移行・新制度）または、認定こども園（１号認定こども）に通い、預かり保育を利用しています。無償化の対象となるためには、どうしたらいいですか？

A. 預かり保育を無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定申請書」を提出し、認定を受ける必要があります。（新２号認定・新３号認定）
保育を必要とする事由が確認できる書類を添付し、申請書を提出してください。

Q. 一時預かり事業を無償化の対象となるためには、どのような手続きが必要ですか？
※ 一時保育、緊急保育、定期利用保育

A. 給付希望開始日の属する月の前月１５日までに、市へ「施設等利用給付認定申請書」を提出し、認定を受ける必要があります。（新２号認定・新３号認定）
保育を必要とする事由が確認できる書類を添付し、申請書を提出してください。

Q. 企業主導型保育事業を利用しています。無償化の対象となるためには、どのような手続きが必要ですか？

A. 従業員枠で利用されている方は、無償化の手続きは不要です。
地域枠で利用されている方は、「保育の必要性の認定」を受ける必要があるため、「教育・保育給付認定申請書」を市へ提出してください。

Q. パートで働いています。どのくらい働けば就労要件認定されますか？

A. 月 48 時間以上の就労が常態の場合、就労要件で期限のつかない認定となります。
月 48 時間以上の就労が確認できない場合は、就労要件・３か月の期限付きの認定となります。

Q. 育児休業中でも、申請はできますか。認定要件は何になりますか？

A. 育児休業中の申請は、給付認定を受けようとする月の１日までに職場復帰していただくことが条件となります。在職・内定証明書又は就労証明書を添付し、申請書を提出してください。
例外として、認定を受ける前から継続的に施設を利用をされている方に限り、育児休業を取得しながら、認定を受けることができます。
※ 育児休業中は、基本的に家庭で保育できるにも関わらず、保育の必要性を認めるのは、お子さんの環境の変化を防ぐためであり、継続的な利用がされている場合に限り、認定することがあります。

【給付について】

Q. 給食費のうち主食費・副食費とは何ですか？

A. 主食費は、ごはん・パン・麺などにかかる費用を指し、副食費は、おかず・おやつ・飲み物など主食以外にかかる費用を指します。

Q. 延長保育を利用した際に、その利用料は無償化されますか？

A. 認可保育所等、市が利用調整を行い決定している施設を利用している方については、延長保育の利用料は無償化の対象とはなりません。

Q. 八王子市外の認可保育所に通っています。無償化の対象となりますか？

A. 八王子市外の認可保育所に通う場合も、保育料は無償化の対象となります。給食費の支払いについては、園の定める金額をお支払いいただきます。詳細は、各施設にお問い合わせください。

Q. 認証保育所に通っています。0～2 歳児の住民税課税世帯の場合、手続きは必要ですか？

A. 無償化の対象とならないので、施設等利用給付認定の手続きは不要です。ただし、利用料（保育料）に対する市の給付制度があります。「委任状兼承諾書」を在園している施設に提出してください。「委任状兼承諾書」は各園に用意してあります。

Q. 幼稚園の預かり保育事業について、長期休業中の利用料が月額上限額を超過する場合がありますが、無償化の上限額は月額上限額×12 か月の範囲内であれば当該月のみ月額上限額を超過してもよいですか？

A. 年単位（年度単位）ではなく、各月毎に利用日数に日額単価（450 円）を乗じて計算した支給限度額（月額上限 11,300 円又は 16,300 円）と実際に支払った利用実績額を比較し、少ない方が支給額となります。したがって、長期休業期間中など、利用実績額が無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の無償化上限額で超過分を補填することはできません。

Q. 無償化に伴い、預かり保育事業の利用者数の増加が予想されますが、幼稚園から預かり保育の利用を断られることはありますか？

A. 人員配置等を踏まえ設定する定員を超える預かり保育事業の利用申し込みがあった場合、利用をお断りすることがあります。

Q. 在園している幼稚園以外の認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となりますか？

A. 在籍する幼稚園の預かり保育事業が次のいずれか又は両方を満たす場合、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が８時間未満

②年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数 200 日未満

認可外保育施設等の利用料に対する無償化金額は次のとおりです。

認定区分	無償化金額
新２号認定	次のいずれか低い金額です。 ①11,300 円ー幼稚園の預かり保育事業を利用したときの無償化対象額 ②認可外保育施設等の利用料
新３号認定	次のいずれか低い金額です。 ①16,300 円ー幼稚園の預かり保育事業を利用したときの無償化対象額 ②認可外保育施設等の利用料

在籍する幼稚園が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になるかについては、各幼稚園や幼稚園がある市町村へお問い合わせください。なお、八王子市内の幼稚園につきましては、すべて認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外です。

Q. 在籍する幼稚園で預かり保育が利用できなかった場合、他の施設で利用した一時預かり等は無償化の対象になりますか？

A. 在籍する幼稚園で預かり保育が利用できなかった場合でも、幼稚園の預かり保育事業が一定の基準を満たしている場合は、他の施設の一時預かり等を無償化の対象とすることができません。

Q. 幼稚園のプレスクールは無償化の対象になりますか？

A. 無償化の対象とはなりません。

Q. 通っている認可外保育施設が無償化の対象となるかはどのように確認できますか？

A. 無償化の対象施設となるには、認可外保育施設としての届出がされていることに加え、施設の所在地の市町村において特定子ども・子育て支援施設等の確認がされていることが必要です。

無償化の対象となる市内施設については、八王子市子育て応援サイトに掲載しています。市外施設については、施設の所在地の市町村にお問い合わせください。

子育て応援サイト